

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年6月15日開催 全国地方銀行協会／

令和4年6月16日開催 第二地方銀行協会]

1. 「経済財政運営と改革の基本方針2022」等について

○ 6月7日に「経済財政運営と改革の基本方針2022」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」などが閣議決定された。監督局に関する施策について3点紹介する。

○ 1つ目に「事業者支援」について、事業者の実情に応じた収益力改善・事業再生・再チャレンジを図るため、返済猶予・資金繰り支援、経営改善・事業転換・再構築支援、資本基盤の強化、債務減免を含めた債務整理等に総合的に取り組むことが盛り込まれている。

コロナの影響が長期化する中、ウクライナ情勢等を受け、世界規模で不確実性が高まっており、政府の支援メニューも有効に活用いただいた上で、事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を徹底いただくよう改めてお願いしたい。

○ 2つ目に、「経営者保証に依存しない融資」の促進が盛り込まれている。最近見聞した事例として、例えば、税務申告時の書面添付制度を活用し、税理士に、経営者保証を免除するために必要な、法人・経営者個人の資産分離を確認してもらうという取組みが見受けられた。こうした創意工夫を図りながら、引き続き、経営者保証に依存しない融資を一層進めていただきたい。

また、金融庁としても、政府方針を踏まえ、今後の施策を検討してまいりたい。

○ 最後に、「事業成長担保権」について、不動産担保や個人保証によらない事業性融資を制度的に後押しし、スタートアップ等の円滑な成長資金供給を促進する一施策として、事業全体を担保に成長資金を調達できる制度の早期実現を目指す旨が盛り込まれた。

金融庁では、こうした方針も踏まえて、日本の金融機関が提供できる融資サービスの選択肢が広がるよう、引き続き、関係者の意見も伺いながら、金

融機関が事業を評価した融資を行いやすい環境整備のため、事業成長担保権の検討を含め、共に尽力してまいりたい。

2. 事業再生ガイドラインの営業現場への周知について

- 4月から適用が開始された「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に関し、既に複数の金融機関から、同ガイドラインに基づく手続着手の報告をいただいている一方、未だに営業現場に同ガイドラインの内容を周知できていない金融機関もあると聞く。
- 同ガイドラインについては、鈴木金融担当大臣からも直接、営業現場の第一線に浸透させるよう各金融団体の代表にお願いしている。各営業店が、事業者からの同ガイドラインの活用に係る相談に適切に対応できるよう、しっかりと態勢整備を図っていただきたい。

3. 地銀等におけるシステム障害対応について

- 3月に発生したシステム障害に関し、検証を進めていく中で、各金融機関の参考となるような事例も見えてきた。例えば、
 - ・ 障害発生時の初動対応について、行員への情報伝達の迅速性、正確性に課題が認められたことを踏まえ、電子メール一斉配信システムの活用や、障害状況・復旧状況をスマホ等で共有できる行内掲示板を新設するなどの改善策を導入した事例
 - ・ 暫定払い等の顧客対応について、対応行員の未確保及び対応店舗の未選定、事務フローが不明確といった課題を踏まえ、危機管理マニュアルを見直した事例
 - ・ 外部委託先との関係強化について、外部委託先の業務運営の把握が不十分であったとの課題を踏まえ、定期的に深度あるモニタリングの実施や、実機を用いたより実践的な訓練の検討を進めている事例
- が見られている。

- これらの取組みは、顧客の利便性向上や緊急時における業務の効率化に資するものであることから、先般のシステム障害事案と直接関係のない金融機関も含め、経営陣自ら現状を再確認していただき、必要な改善策を検討していただきたい。
- 金融庁としても、システム障害については、迅速な対応が必要になると考えており、障害発生時における各金融機関と金融庁・財務局の連絡・情報共有のあり方について、どのようにより効果的かつ効率的なものとしていくのか等、検討していきたいと考えており、今後、各金融機関とも相談してまいりたい。

4. 外国人顧客の口座開設等について

- 来日したウクライナ避難民の方々が口座開設を希望し金融機関に来訪されていると承知。
- 避難民の方々に対して、円滑な口座開設手続きのために必要となる本人確認書類や手続内容、利用可能なサービスについて分かりやすく説明するとともに、例えば営業店のみで口座開設可否判断を行わず本部に情報を集約するなど、丁寧な顧客対応を行えるような態勢の構築をお願いしたい。
- また、これを機に、外国人顧客への対応一般に関しても、業界団体及び各金融機関の方々自らが、外国人顧客の利便性向上に向けて、現場でどのような顧客ニーズや課題があるのかを把握・確認し、それらを踏まえて、どのような取組みが必要であるかを継続的に検討するなど、PDCAを回していただくよう、改めてお願いしたい。2021年6月に公表した「外国人顧客対応にかかる留意事項」や「取組事例」も活用しながら、継続的に創意工夫を積み重ねていただきたい。
- 特に、非居住者口座の開設に対応している金融機関においても、入国後6ヶ月を経過していないことを理由に外国人の口座開設を断つたと考えられる事例が金融庁に複数寄せられているところ、適切に対応いただくよう改めてお願いしたい。

5. 旧姓名義による口座開設等へのより一層の対応促進

- 旧姓名義による口座開設等に関して、3月、各金融機関における対応状況や課題等を把握するため、アンケート調査を実施した。
- このアンケート調査により、
 - ・ 銀行業態においては、約7割が旧姓名義による口座開設等に対応している一方、約3割で依然として対応いただけていない状況にあること
 - ・ 未対応である主な理由として、「マネロン対応に懸念が生じること」や「大幅なシステム改修が必要となること」等が挙げられていること
 - ・ 対応している銀行において、顧客に対する積極的な周知への取組みが少ない状況にあること等が分かった。
- この調査結果を踏まえ、今後、より一層、旧姓名義による口座開設等への前向きな対応を推進する観点から、銀行業界において、既に対応している金融機関の取組事例を共有し、未対応の銀行の今後の具体的な取組みを促進する等の対応をお願いしたい。
- 改めて申し上げるが、経済社会活動の様々な場面での旧姓使用の拡大は、女性活躍推進の一環として、内閣府男女共同参画局が中心となって政府全体として取り組んでいる施策であり、金融業界においても、その社会的要請の高まりを踏まえ、是非、前向きな対応をお願いしたい。

6. 障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査について

- 金融機関における障がい者等に配慮した取組みに関し、2010年から毎年アンケート調査を実施している。2021年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立し、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改めるなど、引き続き障がい者等に配慮した取組みに対する社

会の期待は高い状況にあることから、本年度においてもアンケート調査票を発出した。

- アンケート項目については、代筆・代読対応の取組状況に関する項目のほか、2021年7月に提供が開始された公共インフラとしての電話リレーサービスの対応状況に関する項目について主に追加している。
- 電話リレーサービスを用いた聴覚障がい者等からの連絡については、連絡の受け手が電話リレーサービスの仕組みを理解し、電話による連絡と同様に対応することが求められる。
- アンケート調査票への回答にあたっては、当該趣旨を十分に理解いただいた上で対応いただきたい。また、公共インフラとしての電話リレーサービスの提供開始前である2021年3月末時点における各金融機関の対応状況は低調（地方銀行等においては、地方銀行等全体の11.1%、第二地方銀行においては、第二地方銀行全体の2.6%）であった。その後は取組みが進んでいると思うが、電話リレーサービス含め障がい者等に配慮した取組みに関し、経営陣のリーダーシップのもと、更なる対応促進に取り組んでいただきたい。

7. 全銀協 TIBOR エクスポージャー調査について

- 日本円 TIBOR 及びユーロ円 TIBOR については、公表主体である全銀協 TIBOR 運営機関において、透明性・頑健性・信頼性の一層の向上を図るための検討を継続しているところ、5月31日には全銀協 TIBOR 運営機関より、2021年12月末を基準日とする「全銀協 TIBOR エクスポージャー調査」の結果概要が公表された。
- 全銀協 TIBOR 運営機関においては、今回調査の結果も踏まえ、今後日本円 TIBOR、ユーロ円 TIBOR ヘフォールバック・レートを設定する上での論点に関する市中協議や、ユーロ円 TIBOR を2024年12月末目途で廃止する可否に関する市中協議を実施予定。
- 金融庁としても、円金利指標の頑健性等向上の観点からこうした取組みを後押ししていきたいと考えており、今後金融機関におけるユーロ円 TIBOR 廃

止の可能性を念頭に置いた移行準備対応や、日本円 TIBOR やユーロ円 TIBOR 参照契約へのフォールバック条項導入の推進を含め、市場参加者の意見も伺いつつ、当局としての対応方針を検討してまいりたい。

8. パートナーシップ構築宣言について

- 政府では、取引適正化や、親企業と下請企業の共存共栄関係の構築に向けて、経営者名で自主宣言を行う「パートナーシップ構築宣言」の枠組みを導入し、参加を呼び掛けている。
- 地域銀行は、地域企業の模範としても、当該宣言の検討が期待されるところ、現在、既に 30 行以上の銀行経営者が宣言を行っているものと承知。
- まだ宣言を行っていない銀行におかれては、地域のサプライチェーンの共存共栄等を進めるため、当該枠組みへの参加について積極的に検討を行っていただきたい。

9. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」について

- 2021 年度のシステム障害について、「障害発生の端緒」に着目して、原因と課題を分析中であり、近日中に結果を公表する予定。
- 本レポートも参考として、システムリスク管理態勢を点検し、一層の態勢強化に取り組んでいただきたい。

10. 「金融機関の IT ガバナンス等に関する調査結果レポート」について

- 2021 年度の金融機関（メガバンク、地域銀行、信用金庫）の IT ガバナンスの取組状況について調査中であり、6 月中に結果を公表する予定。
- 本レポートも参考に創意工夫を重ねて、DX 等の更なる推進に取り組んでいただきたい。

11. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る顧客対応について

- これまで各金融機関において、継続的顧客管理の実施に積極的に取り組んでいただいているが、こうした金融機関の取組みに対する金融庁への相談も寄せられていることから、引き続き丁寧な対応を行っていただきたい。
- 金融庁としても、政府広報含め各業界団体と連携して、国民にマネロン・テロ資金供与対策に係る確認手続きについて広く理解・協力を求める広報活動等を行ってまいりたい。

12. 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」の英語版の公表について

- 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」について、英訳版を作成し、5月31日に金融庁ウェブサイト公表した。
- 金融庁のマネロンガイドラインやその考え方について、在外拠点や外国金融機関・外国当局等の方の理解の一助として、また、2025年以降に予定されている第5次 FATF 審査に向けて作成したものであり、積極的に活用いただきたい。

13. 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」の一部改定案に係る業界へのコメント依頼について

- FAQ 本体については、改訂を検討しており、5月20日に各協会に対して、改訂案についてご意見やコメントを募集した。
- 意見等は全て確認の上、後日回答を送付させていただく。

14. 骨太の方針及び新しい資本主義の実行計画等について

- 6月7日に、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（骨太の方針）や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」が閣議決定された。これら

の文書においては、新しい資本主義実現会議で鈴木大臣が発言された、マーケット活性化に向けて今後金融庁が取り組むべき施策などが盛り込まれた。

○ 特に、「資産所得倍増」については、

- ・ 新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、2022 年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する

とされており、具体的な施策の内容は今後議論されていく予定。

その中で、金融庁としては、NISAの抜本的な拡充を含め、どのような施策を講じていくべきか、幅広い観点から検討していく予定。

15. サステナブルファイナンスの取組みについて

○ サステナブルファイナンスについては、2021 年 6 月に報告書を公表して以降、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の機能発揮といった同報告書の提言に沿って、施策を実施してきた。

○ 簡単に各施策の進捗について紹介したい。

- ・ 企業開示については、6 月、金融審議会ディスクロージャーワーキンググループで、サステナビリティに関する情報開示の充実について取りまとめたところであり、年内を目途に関係府令等の整備を進めていく。
- ・ 市場機能の発揮については、JPX おいて、ESG 債の情報を集約する「情報プラットフォーム」を 7 月に立ち上げ、今後は、企業開示の充実も踏まえた企業データの集約・充実を検討していく。
- ・ また、企業の ESG の取組みを評価する ESG 評価機関等について、ESG 評価機関等、機関投資家、企業それぞれへの提言を取りまとめ、報告書として公表。特に、ESG 評価機関等に期待される事項については、「ESG 評価機関等に関する行動規範」として、取りまとめ、この夏に最終化予定、その後浸透を図っていく。
- ・ ESG 関連公募投資信託についても、実態調査を行い、先日プログ्रेसレポートとして課題を取りまとめており、監督指針の改正など更なる対応を行いたいと考えている。

- ・ 金融機関の機能発揮については、金融機関向けのガイダンス（案）を4月末にパブリックコメントに付したところであり、今後、最終版を公表予定である。本ガイダンスを活用し、今後金融機関との対話を進めていきたいと考えている。

○ こうした課題や取組みのほか、例えば、アセットオーナーの機能強化、専門人材の育成、気候変動に係る創業企業の支援など、様々な課題も指摘されている。

金融庁としては、引き続き、サステナブルファイナンスの推進を重要課題として進めていく。6月にも、有識者会議として、こうした課題の現状や施策の進捗状況、今後の課題を取りまとめていくことも検討しており、例えば、地域企業支援に係る地域の関係者との連携をはじめとして、今後も様々な点で協力いただきたい。

16. 5月G7財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

○ 5月18日から20日にかけて、G7財務大臣・中央銀行総裁会議がドイツで開催された。共同声明では、ウクライナに対する支援やロシアの侵略戦争に対する協調した制裁対応のほか、①デジタル化や②サステナブルファイナンスにも言及されている。

○ 特に①デジタル化に関しては、最近の暗号資産市場の混乱に鑑み、暗号資産の規制に関して踏み込んだ言及が盛り込まれた。具体的には、金融安定理事会（FSB）に対して、暗号資産に関する一貫性のある包括的な規制の迅速な策定と実施の推進を求めている。FSBでは現在、暗号資産が金融システム安定に与える影響の監視とともに、政策対応の検討を行っている。

○ また②サステナブルファイナンスに関しては、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によるグローバルなベースラインに関する作業の進捗が歓迎された。また、全ての関係者に対し基準案の市中協議に参加することが呼びかけられている。

そのほか、市場参加者によるネットゼロ・コミットメントの策定や、サステナビリティ目標へのアラインメントが歓迎された。こうしたコミットメン

トの信頼性をどのように強化するかも議論するとされており、今後も金融機関の意見や取組みをよく聞きつつ、国際的な議論に貢献していきたい。

17. バーゼル委「気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則」について

- 6月15日、バーゼル銀行監督委員会から、「気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則」が公表された。
- 本諸原則については、2021年12月の意見交換会の際に市中協議文書が公表されたことを紹介したが、それが概ね維持された形で最終化される予定であり、コーポレートガバナンスや内部管理、シナリオ分析の実施といったテーマについて、銀行監督当局が国際的に活動する銀行に求めるリスク管理の共通目線を示すものとなっている。
- 金融庁では、国際部局と国内部局が連携して対応を検討してきており、2022年4月に、「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」のドラフトを公表し、現在最終化に向けて作業を進めている。中長期的なリスクに対応する上で、顧客企業の気候変動対応への支援等を通じて、変化に強靱な事業基盤を構築し、自身の持続可能な経営につなげることが重要と考えている。
- 金融庁としては、引き続き国際的な議論の動向も踏まえながら、気候変動対応に係る実務や監督手法のあり方について検討を深めたい。

18. 国際シンポジウム“Transition to Net-Zero: The Role of Finance and Pathway toward Sustainable Future”の開催結果について

- 5月26日、金融庁主催の国際シンポジウム“Transition to Net-Zero: The Role of Finance and Pathway toward Sustainable Future”が盛会のうちに終了した。

- 当日は、会場・オンラインの参加を合わせ、約 850 名が参加した。当日の様子は金融庁ウェブサイトに掲載されているため、参加できなかった金融機関も是非確認してほしい。

(注) 当日の様子は、以下の URL に掲載されている。

<<https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220614/20220614.html>>

- シンポジウムを通じ、トランジションという喫緊の課題を解決するため、産業界、金融界、政府機関、外部評価機関を含む国内外の主要なステークホルダーが垣根を越えて対話し、協力することの重要性が改めて確認できた。
- こうした協力を更に深め、ネットゼロに向けたトランジションやトランジションファイナンスの促進に向けた努力を続けることが重要。引き続き、金融機関と意見交換したい。

(以上)